

令和2年
5月臨時会提案議案概要
5月1日送付

8議案

- | | |
|-------|-----|
| ・専決処分 | 3議案 |
| ・補正予算 | 2議案 |
| ・条例 | 3議案 |

専決処分予算関係

■令和2年3月31日付専決

議案第50号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第1号）

令和元年度長浜市一般会計補正予算（第10号）

【内容】

歳入 特別交付税、各種交付金等の額の確定による補正

歳出 財政調整基金、地域福祉基金、教育施設整備基金、公共施設等保全整備基金及び子ども未来教育基金の積立額の補正

※予算総額を1,843,324千円増額

専決処分条例関係

■令和2年3月31日付専決

議案第51号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第2号）-税務課-

長浜市税条例等の一部改正

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことから、本市条例の一部を改正したものです。

【主な改正内容】

(1)個人市民税に関する事項

扶養親族等申告書に単身児童扶養者に該当する旨の記載を不要とする。

(2)固定資産税に関する事項

所有者不明の資産に関して使用者を所有者とみなすことができる規定の整備

(3)地方税法の改正に伴う引用条項の整備

【施行日】令和2年4月1日

議案第52号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第3号）-防災危機管理局-

長浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和2年3月27日公布、同年4月1日に施行されたことから、本市条例の一部を改正したものです。

【主な改正内容】

(1)非常勤消防団員等に対する損害補償の補償基礎額を改定 (単位：円)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,440(12,400)	13,320(13,300)	14,200(14,200)
分団長及び副分団長	10,670(10,600)	11,550(11,500)	12,440(12,400)
部長、班長及び団員	8,900(8,800)	9,790(9,700)	10,670(10,600)

※（ ）内は現行の補償基礎額

(2)障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率の改定

現行：100分の5 → 改定後：事故発生日における法定利率

【施行日】令和2年4月1日

補正予算関係

議案第 53 号 令和 2 年度長浜市一般会計補正予算（第 1 号）
議案第 54 号 令和 2 年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

条例関係

所管課	内 容
地域医療課	<p>議案第 55 号 長浜市新型コロナウイルスに立ち向かう医療従事者を応援する基金条例の制定について</p> <p>新型コロナウイルス感染が拡大する中、市民の命を守るために奮闘される本市医療機関の医療従事者に感謝と尊敬の気持ちを市民みんなで伝え、応援する事業の財源を確保するため、新たに基金を設置するものです。</p> <p>【基金使途】 医療従事者を応援する事業</p> <p>【関係条例】 ふるさと長浜寄附条例の一部改正（積立先基金に本基金を追加）</p> <p>【施行日】 公布の日</p>
保険医療課	<p>議案第 56 号 長浜市国民健康保険条例及び長浜市後期高齢者医療の事務に関する条例の一部改正について</p> <p>国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対し、傷病手当金の支給を可能とする規定を整備するとともに、滋賀県後期高齢者医療広域連合が支給する傷病手当金の申請受付を行うため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1) 国民健康保険傷病手当金の支給に関する規定の整備</p> <p>対 象 者：新型コロナウイルス感染者又は感染が疑われる者</p> <p>支給要件：労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間</p> <p>支 給 額：直近 3 か月間の給与収入日額 × 3 分の 2 × 日数</p> <p>(2) 後期高齢者医療保険傷病手当金の支給申請事務の規定の整備</p> <p>【施行日】 公布の日</p>
高齢福祉介護課	<p>議案第 57 号 長浜市介護保険条例の一部改正について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第 1 号被保険者の介護保険料の減免に対応するため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <p>・ 規定期日までに減免申請書を提出することが困難と市長が認める場合に、収入が減少した時点で遡り減免の適用を可能とする。</p> <p>【施行日】 公布の日</p>

報告関係

- ・ 予算の繰越しについて（報告） -病院事業-
- ・ 予算の繰越しについて（報告） -公共下水道事業-

第50号 令和元年度長浜市一般会計補正予算(第10号)[専決処分]の概要

一般会計

(単位:千円)

区 分	予 算 額	財 源 内 訳			
		国県支出金	市債	その他	一 般
現計予算額	58,272,986	11,750,479	4,273,400	3,598,610	38,650,497
3月補正予算額(第10号)	1,843,324	0	0	0	1,843,324
補正後予算額	60,116,310	11,750,479	4,273,400	3,598,610	40,493,821

1. 決算見込みによる予算整理

1,843,324

○財政調整基金積立金	543,324
○地域福祉基金積立金	300,000
○教育施設整備基金積立金	200,000
○公共施設等保全整備基金積立金	500,000
○子ども未来教育基金積立金	300,000

2. 特別交付税等の額の確定

<歳入>

○特別交付税	1,469,956
○各種交付金等	373,368

地方消費税交付金、自動車取得税交付金、子ども・子育て支援臨時交付金等

第53号 令和2年度長浜市一般会計補正予算(第1号)の概要

一般会計

(単位:千円)

区 分	予 算 額	財 源 内 訳			
		国県支出金	市債	その他	一 般
現計予算額	53,700,000	10,278,620	3,558,800	2,563,035	37,299,545
5月補正予算額(第1号)	13,903,751	12,010,811	0	5,000	1,887,940
					財政調整基金:1,887,940
補正後予算額	67,603,751	22,289,431	3,558,800	2,568,035	39,187,485

1. 新型コロナウイルス感染症緊急ぐらし・経済対策に関するもの 13,803,751

うち、市が独自で実施するもの 1,792,940

○子育て世帯応援事業	‘おうちで子育て応援’臨時特別給付金(児童1人あたり1万円)及び‘ひとり親家庭応援’臨時特別給付金(1ヵ月分の児童扶養手当の加算支給)の給付	193,100
○高校生等在宅学習応援事業	在宅学習に励んでいる高校生等を対象とした応援金(1人あたり1万円)の給付	35,840
○保健衛生総務管理事務経費	新型コロナウイルスに立ち向かう医療従事者を応援する基金積立金	10,000【その他:5,000】
○緊急経済対策事業	中小企業者や個人事業者に対する事業継続緊急支援金(1事業者あたり最大550千円)の給付	1,554,000

うち、国の補助を受けて実施するもの 12,010,811

○特別定額給付金給付事業	特別定額給付金(国民1人あたり10万円)の給付	11,750,000【国:11,750,000】
○特別定額給付金給付事務経費	特別定額給付金給付事務に要する事務費	96,000【国:96,000】
○子育て世帯臨時特別給付金給付事業	児童手当を受給する世帯への臨時特別給付金(児童1人あたり1万円)の給付	164,811【国:164,811】

2. 予期せぬ財政需要に対応するため予算措置が必要となるもの 100,000

○予備費	100,000
------	---------

特別会計

第54号 令和2年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

傷病手当金

3,407